

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小山福祉会（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに実費弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤理事は、この規程を適用しない。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 非常勤役員等とは、非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (7) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (8) 実費は、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費）等報酬等とは明確に区分されるものとする。

(常勤理事等の報酬)

第3条 当法人職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(非常勤役員等の報酬)

第4条 非常勤役員等については、別表1のとおり報酬を支給することができる。

(報酬の支給及び方法)

第7条 非常勤役員等の報酬及び実費弁償費は、金融機関の本人名義の預貯金口座への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、報酬から控除して支払うものとする。

3 非常勤役員等の第4条に規定する報酬の支給日は、毎年度3月に支給する。但し、支給当日が金融機関の休日に当る場合は前日に繰り上げて支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

- 1 この規程は平成29年4月1日(定時評議員会の議決日)から施行する。
- 2 この規程は令和6年年4月1日(定時評議員会の議決日)から一部改正し施行する。

別表 1

名 称	報 酬
理事報酬(年額)	10,315円
評議員報酬(年額)	10,315円
監事監査指導報酬等(年額)	10,315円
評議員選任・解任委員報酬(年額)	5,157円